

SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD



第12回 定時株主総会 のご案内

12

開催日時

2021年3月26日(金曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

グランドプリンスホテル新高輪 飛天

- 本総会の開催場所は前年とは異なりますので、ご注意ください。
- ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

Promise / 社会との約束

水と生きる

Mizu To Ikiru

水は、地球上のすべての生命の源です。
「水と生きる」を掲げる会社として、
自然を大切にし、社会を潤し、
そして新たな挑戦を続けることを
約束します。

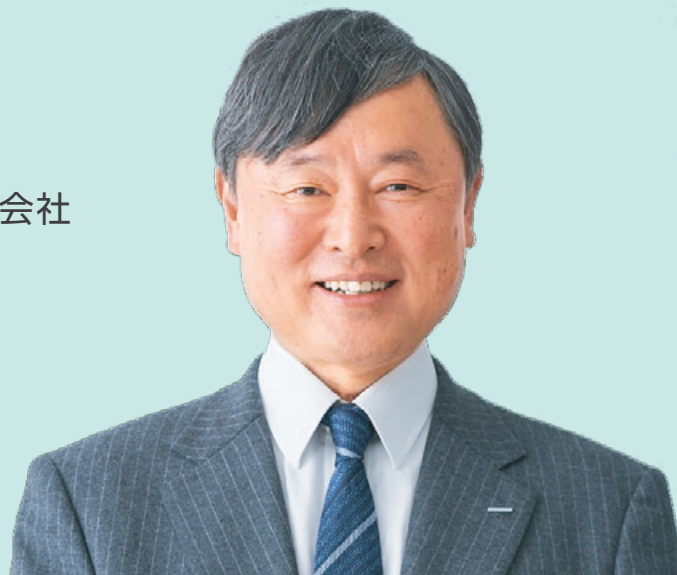
Vision

次世代の飲用体験を
誰よりも先に創造し、
人々のドリンクライフを
より自然で、健康で、便利で、
豊かなものにする

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長

齋藤 和弘



株主の皆様へ

真の現場主義と素早い変革で 新たな成長の一年に

現在も世界中が新型コロナウイルス感染症の蔓延とその対策に追われる状況が続いております。私たちは生活必需品メーカーとしての使命を果たすべく、お客様、お取引先様が必要とされる商品とサービスを安定的にお届けすることに使命感をもって努めてまいりました。

この状況の中で、お客様の生活様式や毎日の行動がどう変化し続けるのか、購入だけでなく消費の現場を含めた真の現場を見つめる中で実に多くの学びを得ることができました。

最も重要なのは、世界中で世代を超えて愛されているロングセラーブランドは強い、そしてこの長く愛されるブランドにこそイノベーションが必要だということです。

昨年日本では「伊右衛門」を、より淹れたたの緑・味・香りに近づけるように大刷新を行い、お客様から大変に高い評価をいただくことができました。お客様の変化に寄り添ってこそその長寿ブランドです。海外をあわせて当社グループはロングセラーブランドを数多く

有しており、このブランドの刷新に最新の技術を注ぎ込んで更に価値を引き上げ、変化が加速する市場に先んじてまいりたいと思います。

また、リモートワークと言われるような働き方の変化で、家の中や職場以外で過ごす時間も増える中、ストレス緩和やリフレッシュに対するニーズも急速に高まっています。

私たちは、お客様の消費の現場、購入の現場を自分たちの目で確かめ、考え抜き、失敗をおそれず、そして素早く新しいことに挑戦し続けてまいります。

加えて、サントリーグループ一丸となって重要性を増すサステナビリティ活動にも注力してまいります。プラスチックの効率的な再資源化、CO₂排出量の削減、水資源の保全と活用に引き続き取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただきます。なお、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を極力見合わせていただき、インターネット等又は郵送により、**2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。ライブ配信では、議決権の行使及びご質問を行うことはできませんが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



詳細は5ページ



詳細は6ページ

敬具

- 事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部につきましては、法令及び定款に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

記

1	開催日時	2021年3月26日（金曜日）午前10時
2	開催場所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」 (前年とは異なりますので、ご注意ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第12期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

<本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について>

- ・会場入口付近で、検温させていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場内では、マスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様の座席の間隔を広くするため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございます。
- ・本総会の開催時間を短縮する観点から、議場におけるご説明を簡略化させていただく場合がございます。
- ・**展示コーナー（試飲等）はございません。また、ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。**

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況により対応を変更する場合等、株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ホームページに掲載させていただく予定です。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内



インターネット等による議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

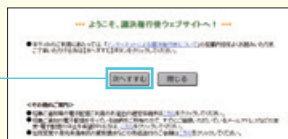
(議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。)

行使期限 **2021年3月25日(木曜日)午後5時30分入力分まで**

議決権行使ウェブサイトのご利用方法のご案内

- 1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスし
てください。

「次へすすむ」をクリック



議決権行使ウェブサイト

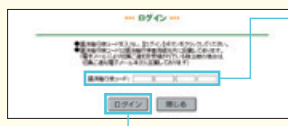
<https://www.web54.net>

右記「QRコード」からもアクセス可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- 2 議決権行使書用紙に
記載された「議決権
行使コード」をご入
力ください。

「議決権行使コード」を入力



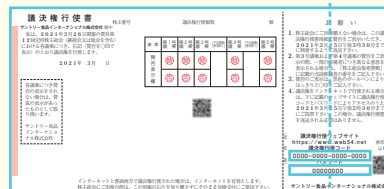
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に
記載された「パス
ワード」をご入力
ください。

「パスワード」を入力



「次へ」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン・スマートフォン・
携帯電話の操作方法に関する
お問い合わせ先

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・
携帯電話の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

- インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使回数		株主番号	
議決権行使書	株主番号	議決権行使回数	議決権行使回数	議決権行使回数	議決権行使回数
議決権行使書	株主番号	議決権行使回数	議決権行使回数	議決権行使回数	議決権行使回数

1. 株主総会にご出席できない場合は、この議決権行使書（議決権行使書）をご記入ください。
 2. 2021年3月25日午後5時30分までにご投函ください。
 3. 第3号議案より第4号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を決定された場合は、議決権行使書（議決権行使書）に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。
 4. 議決権行使書（議決権行使書）に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。
 5. 賛否の表示は、議決権行使書（議決権行使書）の裏面に記載の「賛否」欄に記入して下さい。
 6. 下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードをダウンロードし、ご入力ください。
 7. 2021年3月25日午後5時30分までにご投函下さい。この場合、議決権行使書を送付される必要ありません。

議決権行使ウェブサイト
<http://www.wes54.net> 投票用
 議決権行使コード QR
 0000-0000-0000-0000 パスワード
 00000000

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右内を切り離さずそのまま会場受付にご提出下さい。

サントリー食品インターナショナル株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第3、4号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 | 「賛」の欄に○印
をし、否認する
候補者の番号を
ご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 飛天

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- 議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき39円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金39円を含め、1株につき78円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円 総額12,050,999,883円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2021年3月29日

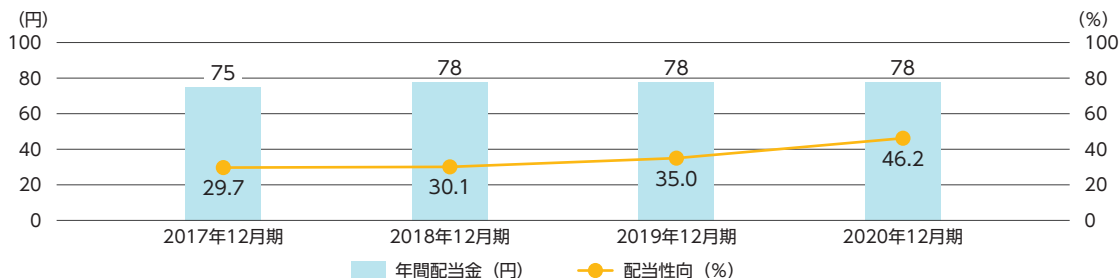
(ご参考)

当社の配当政策

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

年間配当金・配当性向(連結)の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、現行定款第35条（剰余金の配当）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第36条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（剰余金の配当） 第35条 当社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。 <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>（剰余金の配当） 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> 2. <u>当社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 3. <u>当社の中間配当金の基準日は、毎年6月30日とする。</u> 4. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>（中間配当） 第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第37条（条文省略）</p>	<p>第36条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1 再任	 齋藤和弘	代表取締役社長 経営全般	13回／13回
2 再任	 木村 穰介	取締役専務執行役員 ジャパン事業本部長、 ジャパン事業本部コミュニケーション本部長	13回／13回
3 新任	 Shekhar Mundlay	Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO	—
4 新任	 Peter Harding	Suntory Beverage & Food Europe CEO	—
5 新任	 有竹 一智	サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長	—
6 再任	 井上 ゆかり	社外 独立 社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長	12回／13回

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

候補者番号

1

さいとう かずひろ
齋藤 和 弘

再任

1956年10月31日生



担当

経営全般

所有する
当社株式の数

2,000株

取締役会への
出席回数

13回／13回

取締役
在任期間

2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2014年 4月	同社社長
2005年 9月	同社食品事業部副事業部長	2014年 4月	同社中国ビール・黄酒事業部長
2009年 4月	当社常務取締役	2015年 3月	当社常務執行役員
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社 執行役員	2015年 4月	当社経営企画本部担当、財務本部長
2011年 1月	サントリー（中国）ホールディングス 有限公司副社長	2016年 4月	当社常任顧問
2011年 1月	同社中国食品事業部長	2016年 4月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO
		2019年 3月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、海外での豊富な経営経験やマーケティング部門を中心とした国内飲料事業、経営企画・財務経理部門等における経験、経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

き むら じょう すけ
木 村 穰 介

1961年1月23日生

再任



担当

ジャパン事業本部長、
ジャパン事業本部
コミュニケーション
本部長

所有する
当社株式の数

1,000株

取締役会への
出席回数

13回／13回

取締役
在任期間

3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2016年 3月	サントリービール株式会社常務取締役
2009年 4月	当社食品事業部部長	2016年 4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2010年 4月	当社執行役員	2016年 4月	サントリービール株式会社経営企画本部長、 マーケティング本部長
2010年 4月	当社食品事業部副事業部長	2017年 4月	同社常務執行役員
2012年 5月	当社ブランド戦略部長	2017年 4月	同社マーケティング本部長、プレミアム戦略部長
2013年 3月	サントリーフーズ株式会社取締役	2018年 3月	当社取締役常務執行役員
2013年 4月	同社広域営業本部長	2018年 4月	当社ジャパン事業本部長（現任）
2014年 3月	同社専務取締役	2019年 3月	当社取締役専務執行役員（現任）
2014年 4月	当社常任顧問	2020年 1月	当社ジャパン事業本部コミュニケーション 本部長（現任）
2015年 9月	サントリーフーズ株式会社広域営業本部長、 営業推進本部担当		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役

選任の理由

当社グループのジャパン事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とマーケティング・営業部門等における幅広い経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

シェイカー

ムンドレー

Shekhar Mundlay

チャンドラシェイカー アルヴィンド ムンドレー
(Chandrashekar Arvind Mundlay)

1962年5月1日生

新任



所有する
当社株式の数

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年 2 月 PEPSICO INTERNATIONAL - VIETNAM COMPANY
(現Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.) CEO

2014年 4 月 Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. CEO

2016年 1 月 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO
Beverage Division

2019年 4 月 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO

2021年 1 月 Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director

PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner

Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director

Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director

選任の理由

当社グループのアジア事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とアジア地域での豊富な営業・事業経験や経営全般についての高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

ピーター

ハーディング

Peter Harding

ピーター ジョン ハーディング
(Peter John Harding)

1964年4月24日生

新任



所有する
当社株式の数

—

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年10月 GlaxoSmithKline plc General Manager
SVP Consumer Healthcare GB&Ireland
2014年 1 月 Lucozade Ribena Suntory Limited COO

2018年 8 月 Suntory Beverage & Food Europe
CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Europe CEO
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Lucozade Ribena Suntory Limited Director

選任の理由

当社グループの欧州事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績と欧州地域でのマーケティング部門等における幅広い経験や経営全般についての高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

あり たけ かず とも
有 竹 一 智

1957年10月14日生

新任



所有する
当社株式の数

—

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2014年10月	同社人事本部長、法務部門担当
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社 法務部長、コンプライアンス室部長	2015年 4月	同社人事本部長、 法務部門・リスクマネジメント担当
2010年 3月	サントリービジネスエキスパート株式会社 (現サントリーMONOZUKURI エキスパート株式会社) 常務取締役	2015年 7月	同社リスクマネジメント本部長
2010年 4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2017年 3月	同社専務取締役
2010年 4月	同社法務部長 兼 サントリービジネスエキスパート株式会社 お客様リレーション本部長	2017年 4月	同社ヒューマンリソース本部長
2011年10月	サントリーホールディングス株式会社 人事本部長	2018年 3月	同社取締役専務執行役員
2012年 4月	同社常務執行役員	2019年 4月	同社グループリスクマネジメント統括
		2020年 1月	同社取締役副社長 (現任)
		2020年 1月	同社グループリスクマネジメント統括、 総務部・秘書部担当
		2021年 1月	同社グループガバナンス担当、 グループリスクマネジメント統括 (現任)

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社取締役副社長

選任の理由

サントリーグループにおける、企業経営者としての豊富な実績と、法務・リスクマネジメント、人事部門の部門長としての長年の経験に基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

いの うえ
井 上 ゆかり

1962年4月4日生

再任

社外取締役

独立役員



担当

—

所有する
当社株式の数 3,000株

取締役会への
出席回数 12回／13回

取締役
在任期間 6年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社	2005年11月	キャドバリー・ジャパン株式会社 (現モンデリーズ・ジャパン株式会社) 代表取締役社長
1995年10月	P&G North Americaマーケティングディレクター		
1998年10月	P&G Northeast Asia フェミニンケア マーケティングディレクター	2013年7月	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
2000年3月	同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー	2015年3月	当社社外取締役（現任）
2003年3月	ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社 (現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社) 常務取締役	2020年6月	豊田通商株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
豊田通商株式会社社外取締役

選任の理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤和弘氏、木村穂介氏及び有竹一智氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、井上ゆかり氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、有竹一智氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社との間には取引はございません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 内田晴康氏及び増山美佳氏が任期満了となり、また千地耕造氏が辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案及び千地耕造氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1 新任	 山崎 雄 嗣	取締役専務執行役員	13回/13回	-
2 再任	 内 田 晴 康	社外 独立 監査等委員である社外取締役 TMI総合法律事務所弁護士（パートナー）	13回/13回	13回/13回
3 再任	 増 山 美 佳	社外 独立 監査等委員である社外取締役 増山&Company合同会社代表社員社長	13回/13回	13回/13回

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

候補者番号

1

やま ざき ゆう じ
山 崎 雄 嗣

1957年7月17日生

新任



取締役会への
出席回数 13回／13回

所有する
当社株式の数 2,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社	2014年 4月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員
2005年 3月	同社経営企画部長	2014年 4月	同社経営企画本部長、経営管理本部担当
2009年 4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	2015年 1月	サントリーワインインターナショナル株式会社 代表取締役社長
2009年 4月	同社経営企画部長	2015年 1月	サントリー酒類株式会社取締役
2011年 1月	当社常務取締役	2017年 4月	サントリーBWS株式会社取締役
2011年 1月	当社経営企画部長	2018年 3月	当社取締役専務執行役員 (現任)
2011年 9月	当社経営企画部長、管理本部長	2018年 4月	当社経営戦略・管理本部長
2012年 3月	当社専務取締役	2019年 4月	当社コーポレートマネジメント本部長
2012年 4月	当社国際事業部長	2020年 1月	当社コーポレートマネジメント本部長、 サステナビリティ・広報担当
2012年 4月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員		
2013年 4月	当社食品事業本部副本部長、ブランド戦略部長		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社グループの人事、総務・法務部門、リスクマネジメント等を担当し、ガバナンス体制の強化を推進してきた実績と、経営企画や海外事業等の部門長としての豊富な経験や経営全般についての高い見識を有する点を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

うち だ はる みち
内 田 晴 康

1947年4月7日生

再任
社外取締役
独立役員



取締役会への
出席回数

13回／13回

所有する
当社株式の数

一株

監査等
委員会への
出席回数

13回／13回

監査等
委員である
取締役在任期間

5年11ヶ月
(本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年 4 月 弁護士登録

1973年 4 月 森綜合法律事務所

(現森・濱田松本法律事務所) 入所

1980年10月 ニューヨーク州弁護士登録

2004年 4 月 慶應義塾大学法科大学院教授

2007年 4 月 慶應義塾大学法科大学院講師

2012年 4 月 一般社団法人日本経済団体連合会監事 (現任)

2012年12月 当社社外監査役

2015年 5 月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)

2018年 1 月 内田法律事務所弁護士

2018年 4 月 TMI綜合法律事務所 入所 現在に至る

重要な兼職

TMI綜合法律事務所弁護士 (パートナー)

選任の理由

日本及び国際弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

ます やま み か
増 山 美 佳

1963年1月6日生

再任
社外取締役
独立役員



取締役会への
出席回数

13回／13回

所有する
当社株式の数

一株

監査等
委員会への
出席回数

13回／13回

監査等
委員である
取締役在任期間

4年（本総会最終時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4 月	日本銀行入行	2004年 1 月	同社パートナー
1991年 9 月	Cap Gemini Sogeti 国際マーケティングディレクター	2016年10月	増山& Company合同会社代表社員社長（現任）
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニア・コンサルタント	2017年 3 月	当社監査等委員である社外取締役（現任）
1997年 6 月	エゴンゼンダー株式会社入社	2017年 4 月	立命館大学大学院経営管理研究科客員教授
		2019年 3 月	コクヨ株式会社社外取締役（現任）
		2019年 6 月	鴻池運輸株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職

増山& Company合同会社代表社員社長
コクヨ株式会社社外取締役

鴻池運輸株式会社社外取締役

選任の理由

コーポレート・ガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎雄嗣氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 内田晴康氏及び増山美佳氏は、社外取締役候補者であります。
5. 内田晴康氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、内田晴康氏及び増山美佳氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、山崎雄嗣氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、内田晴康氏及び増山美佳氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと内田晴康氏がパートナー弁護士を務めるTMI総合法律事務所及び同氏が2017年12月末日まで所属していた森・濱田松本法律事務所との間には、弁護士業務等の取引がございますが、いずれもその取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、当社グループと増山美佳氏が代表社員社長を務める増山& Company合同会社との間には取引はございません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網 谷 充 弘

所有する
当社株式の数 一株

1956年6月2日生

略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	弁護士登録	2006年 6 月	スタンレー電気株式会社社外監査役 (現任)
1985年 4 月	外立法律事務所入所	2013年 5 月	株式会社ハブ社外監査役 (現任)
1989年11月	脇田法律事務所入所	2018年 6 月	株式会社シグマクス社外取締役(現任)
1990年 3 月	島田・瀬野・網谷法律事務所 (現一橋総合法律事務所) 弁護士 (現任)		

重要な兼職

一橋総合法律事務所弁護士 (パートナー)	株式会社ハブ社外監査役
スタンレー電気株式会社社外監査役	株式会社シグマクス社外取締役

選任の理由

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の指名

- 当社は、任意の人事委員会を設置しております。人事委員会は、当社の持続的な成長を担う経営体制の実効性が継続的に確保されるよう、株主間の利益相反問題にも配慮し、その権限を行使いたします。
- 人事委員会の構成員は、半数以上を社外取締役としております。現在は、取締役会長、社外取締役3名、代表取締役社長及び人事部門担当取締役の6名で構成されています。なお、本総会において第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、代表取締役社長及び監査等委員3名（社外取締役2名を含む。）の4名へと変更する予定です。
- 人事委員会は、取締役選解任候補者案、並びに、取締役（監査等委員を除く。）の報酬の水準及び指標について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。また、最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画（プランニング）の策定・運用状況についても審議し、取締役会に答申します。更に、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が、取締役会で決定した「取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に沿うものであるかを確認します。なお、当社は、サントリーグループとの連携による企業価値向上を図るため、取締役の選解任候補者案や報酬水準等について、親会社であるサントリーホールディングス株式会社との間で、緊密に協議を行っておりますが、人事委員会における審議と答申を経ることで、客観性と親会社からの独立性を確保し、株主全体の利益の最大化を図ってまいります。
- 人事委員会は、取締役選解任候補者案を審議するに当たり、以下の要素を検討します。

取締役としての資質

職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること

業務執行取締役としての資質

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること

社外取締役としての資質

各専門分野の知見・経験を活用し、当社の経営戦略の策定や業務執行の監督を行う能力を有すること。また、当社経営陣からの独立性に加え、親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性も備え、株主全体の利益の最大化を図るための視点から経営監督機能を担う能力を有すること

- 取締役会において、人事委員会の答申内容をもとに、取締役選解任候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、選解任候補者の指名を行います。

(ご参考) 社外取締役の独立性の基準

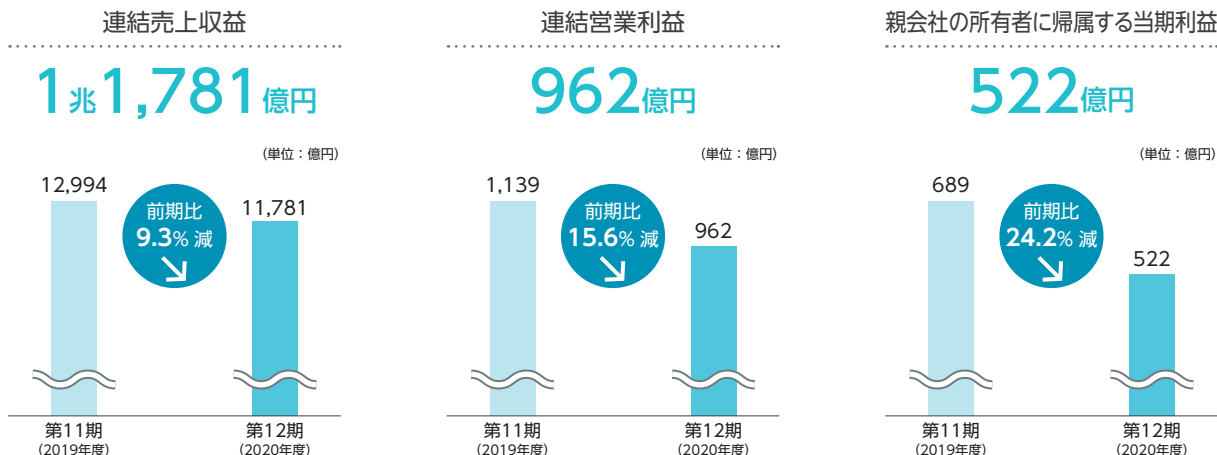
当社は、社外取締役がその職責を果たすため、当社経営陣及び親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性を備えている必要があると考えており、以下の事項の一つにでも該当した場合には、社外取締役に独立性がないと判断しております。

- 当該社外取締役が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の重要な業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社において取引があり、過去3事業年度において、その取引金額が当該社外取締役の在籍会社、当社グループ又はサントリーグループのいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- 当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。）を受けている場合
- 当該社外取締役が、業務執行者を務めている非営利団体に対する当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

以上

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果



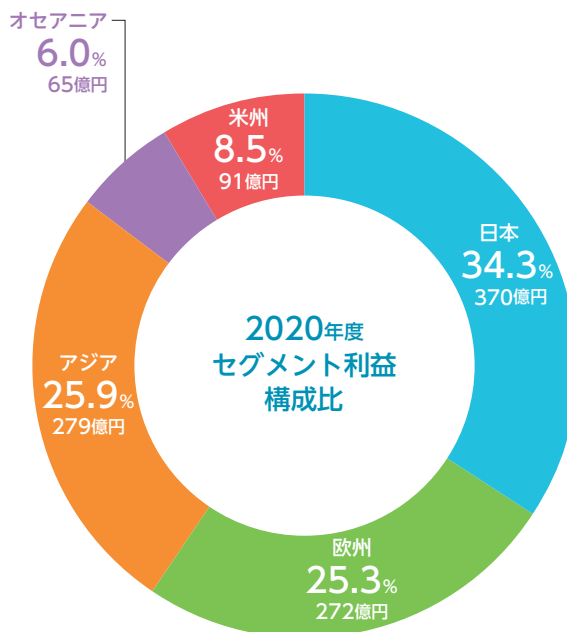
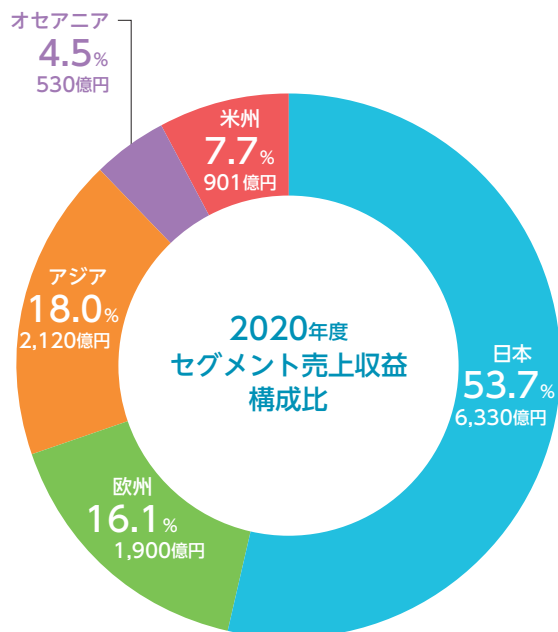
当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、各エリアにおいて収益力の強化にも取り組みました。

2020年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大を受けた主要各国におけるロックダウンや営業自粛要請の影響により、人の動き・流れが大きく変化し、当社グループの国内外の事業も大きく影響を受けました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染者数の再拡大により自粛規制を再導入している国もあり、状況は流動的ではありますが、今後も状況を注視していきます。

当期の連結売上収益は1兆1,781億円（前期比9.3%減）、連結営業利益は962億円（前期比15.6%減）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は522億円（前期比24.2%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(ご参考) 2020年度 セグメント売上収益・セグメント利益



セグメント名	日本 事業	欧州 事業	アジア 事業	オセアニア 事業	米州 事業	調整額	合計
セグメント売上収益 (億円)	6,330	1,900	2,120	530	901	—	11,781
セグメント利益 (億円)	370	272	279	65	91	△115	962

セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

6,330 億円

前期比 10.1%減

セグメント利益

370 億円

前期比 30.8%減



水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心にコアブランドの強化に取り組みましたが、天候不順や、引き続き新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、販売数量は清涼飲料市場を上回ったものの前期を下回りました。「サントリー天然水」は、大容量需要の高まりや、リニューアルした「サントリー天然水 スパークリング」シリーズの好調等が下支え、ブランド全体の販売数量は前期並みとなりました。「BOSS」は、マーケティング活動を積極的に展開、新たに「ボス カフェベース」や「クラフトボス レモンティー」を発売する等、市場の活性化を図りましたが、ブランド全体の販売数量は前期を下回りました。無糖茶カテゴリーでは、4月にリニューアルした「伊右衛門」がお客様からの支持を獲得し、ブランド全体の販売数量が前期を大きく上回りました。「GREEN DA・KA・RA」は、「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」が引き続き好調を維持し、ブランド全体の販売数量は前期並みとなりました。

収益面では、原材料市況の改善やコスト削減活動、加えて販促広告費の効率化に取り組みましたが、販売数量の減少及びチャネルミックスの変化が引き続きマイナスに影響しました。

これらの結果、日本事業の売上収益は6,330億円（前期比10.1%減）、セグメント利益は370億円（前期比30.8%減）となりました。

欧州事業

セグメント売上収益

1,900 億円

前期比 14.6%減 ▼

セグメント利益

272 億円

前期比 17.5%減 ▼



フランスでは、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、主力ブランド「Orangina」及び「Oasis」の販売数量が前期を下回りました。夏場には好天の影響もあり回復の兆しがみられたものの、10月から実施された2度目のロックダウンの影響を受けました。英国では、「Lucozade」ブランド全体の販売数量は前期を下回ったものの、抗ストレスニーズを捉えた「Lucozade Energy」は引き続き堅調でした。スペインでは、主力ブランド「Schweppes」の販売数量が、家庭用では健闘したものの、業務用では営業制限の影響を受け、前期を下回りました。

収益面では、マーケティング費用の効率化、原材料市況の改善がプラスに寄与したものの、売上減少の影響を受け、利益も減少しました。

これらの結果、欧州事業の売上収益は1,900億円 (前期比14.6%減)、セグメント利益は272億円 (前期比17.5%減) となりました。

アジア事業

セグメント売上収益

2,120 億円

前期比 8.5%減 ▼

セグメント利益

279 億円

前期比 10.8%増 ▲



清涼飲料事業では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響を受けて売上は前期を下回ったものの、ベトナムではコアブランドへの集中活動、タイでは低糖新商品の投入により市場を上回ることができました。

健康食品事業では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響が大きく、売上は前期を下回りましたが、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」はこれまでの継続的な活動強化の効果もあり、販売トレンドは着実に戻ってきています。

収益面では、原材料市況の改善や、販促広告費の効率化がプラスに寄与しました。

これらの結果、アジア事業の売上収益は2,120億円 (前期比8.5%減)、セグメント利益は279億円 (前期比10.8%増) となりました。

オセアニア事業

セグメント売上収益

530 億円

前期比 0.4%減 ↓

セグメント利益

65 億円

前期比 5.2%増 ↑



清涼飲料事業では、「V」をはじめとするエナジードリンクが好調に推移、フレッシュコーヒー事業では主力ブランドの強化を図りました。4月のロックダウン解除以降、特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けていた業務店・コンビニエンスストアの販売トレンドも回復基調にあります。

これらの結果、オセアニア事業の売上収益は530億円（前期比0.4%減）、セグメント利益は65億円（前期比5.2%増）となりました。

米州事業

セグメント売上収益

901 億円

前期比 2.7%増 ↑

セグメント利益

91 億円

前期比 10.4%増 ↑



主力炭酸ブランドの更なる販売強化に取り組むとともに、水やコーヒー飲料等、伸長している非炭酸カテゴリーにも注力しました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は続いているものの、家庭用需要が伸長し、売上は前期を上回りました。

これらの結果、米州事業の売上収益は901億円（前期比2.7%増）、セグメント利益は91億円（前期比10.4%増）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切にし、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンキングライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」と定めています。

中期経営戦略及び中期経営計画は次のとおりです。

中期経営戦略

グローバル飲料業界において、消費者トレンドの一步先をいく、ユニークなポジションの確立を目指します。

「既存事業で市場を上回る成長」に加え、「新規成長投資による増分獲得」により、2030年売上2.5兆円を目指します。

また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<成長戦略>

First Mover - オーガニック成長

- コアブランド イノベーション
- 新カテゴリーの創造

Game Changer - 非連続な成長

- 新市場、新飲料モデルの開発
- M&Aを積極的に推進

成長を支える取組み

- センター オブ エクセレンスとDXの推進
- アジアパシフィックリージョンの新設

<構造改革>

- 日本の自販機事業構造改革
- 欧州業務用ビジネス構造改革

上記に加え、サステナビリティ経営を推進することで、地域社会へ貢献していきます。

中期経営計画 (2021-2023)

中期経営戦略に基づく2023年までの目標は、以下のとおりです。

オーガニック成長

(2020年を起点、為替中立)

売上収益

平均年率1桁台半ばの成長

営業利益

平均年率10%以上の成長

営業利益率

2023年 10%以上

※2022年には、売上収益、営業利益で2019年水準を超える

成長投資

成長投資 (M&Aを含む) に重点をおく

- 最大ネットD/Eレシオ1倍が投資上限目安 (約7,000億円)
- 足元では2,000-3,000億円規模を投資枠として設定

2021年度は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による消費者の嗜好の変化や購買行動の変化をチャンスと捉え、各報告セグメントにおいて成長戦略と構造改革を推進し、売上成長と利益成長を目指します。

なお、当社は、重点市場であるアジア・オセアニア地域での飛躍的成長を実現させるため、2021年1月1日付で組織変更を実施しました。これに伴い、従来、「日本事業」、「欧州事業」、「アジア事業」、「オセアニア事業」、「米州事業」としていた報告セグメントを、2021年度より「日本事業」、「アジアパシフィック事業」、「欧州事業」、「米州事業」に変更しました。

日本事業

「自販機ビジネスのモデル革新」とともに、「コアブランドの成長加速」、「サプライチェーン構造革新」を事業戦略の重点領域とし、売上と利益を成長させていきます。マーケティング活動においては、今年も「サントリー天然水」「BOSS」「伊右衛門」及び「特茶」を中心に活動していきます。「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である“清冽なおいしさ”を引き続き訴求していきます。「BOSS」は、既存の缶コーヒーのコアユーザーに向けた活動とともに、「クラフトボス」を強化します。「伊右衛門」はリニューアル後の成長を加速すべく、新しい需要創造の活動を推進していきます。「特茶」は飲用習慣化の実現に向けて、一層マーケティング活動を強化します。

また、環境・社会貢献活動に関しては、これまでサントリーグループの一員として取り組んできた活動に加え、使用済みペットボトル有効利用の取組みを強化する等、持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐための活動にも注力していきます。

アジアパシフィック事業

ベトナムでは、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの成長を図るとともに、営業活動にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け、引き続き低糖商品の強化にも取り組みます。健康食品においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティング活動を強化します。オセアニアでは、引き続き主力ブランドであるエナジードリンク「V」に注力します。

欧州事業

欧州全体で、「Schweppes」のブランド活性化とともに、営業やサプライチェーンマネジメントの強化等の構造改革に取り組みます。フランスでは、主力ブランドである「Orangina」「Oasis」のマーケティング活動強化に取り組むとともに、売上と利益を成長させます。英国では、「Lucozade」を中心に、より一層販売強化していきます。スペインでは、業務用ビジネスの構造改革を推進します。

米州事業

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、営業革新を進め、成長を加速していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) サステナビリティの取り組み

サントリーグループは、企業理念に掲げる「人と自然と響きあう」の実現を目指し、グローバルにサステナビリティ経営を推進しています。



WATER



CLIMATE

2020年は、「CDPウォーターセキュリティ2020」「CDP気候変動2020」Aリスト企業にダブルで選定されました。

【環境ビジョン2050】・【環境目標2030】

サントリーグループは、世界が抱える様々な課題にこれまで以上に真摯に向きあい、持続可能な社会の実現に向けて挑戦を続けるべく、「環境ビジョン2050」を改定し、2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指します。

【環境ビジョン2050】

サントリーグループは、「人と自然と響きあう」企業として、「水のサステナビリティ」「気候変動対策」を柱に、持続可能な地球環境を次代に引き渡すことを目的に、2050年に向け、以下のビジョンを掲げます。

1. 水のサステナビリティ

- 全世界の自社工場での水使用を半減*
- 全世界の自社工場で取水する量以上の水を育むための水源や生態系を保全
- 主要な原料農作物における持続可能な水使用を実現
- 主要な事業展開国において「水理念」を広く社会と共有

2. 気候変動対策

- 2050年までに、バリューチェーン全体で、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す
省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入、次世代インフラの利活用およびバリューチェーンのステークホルダーとの協働を通じ脱炭素社会の実現に向けて取り組む

※2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

【環境目標2030】

サントリーグループは、「環境ビジョン2050」達成に向けて、以下の環境目標2030を掲げます。

1. 水

- 最新の節水技術を活用し、自社工場での水使用をグローバルで15%削減*¹
- 水ストレスの高い地域を中心に、半数以上の自社工場で水源涵養活動を実施
- 水負荷の高い主要原料について、サプライヤーと協働で持続可能な水使用を追求
- 水に関する啓発プログラムに加えて、安全な水の提供にも取り組み、合わせて100万人以上に展開

2. CO₂

- 最新の省エネ技術の積極導入や再生可能エネルギーの活用などを通じ、自社拠点でのCO₂排出をグローバルで25%削減*²
- 自社拠点以外のバリューチェーンにおけるCO₂排出を20%削減*²

※1 2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

※2 2015年における事業領域を前提とした総量での削減

「プラスチック基本方針」

サントリーグループは、持続可能な社会の実現に向けて、循環型かつ脱炭素社会への変革を強力に先導すべく、「プラスチック基本方針」を策定しています。

「プラスチック基本方針」

サントリーグループは、商品の源泉である自然の恵みに感謝し、多様な生命が輝き響きあう世界の実現にむけて、循環型かつ脱炭素社会への変革を強力に先導します。プラスチックはその有用性により、われわれの生活にさまざまな恩恵をもたらしています。

当社が使用するプラスチック製容器包装が有用な機能を保持しつつも、地球環境へネガティブな影響を与えないよう、多様なステークホルダーと、問題解決に向けた取り組みを推進していきます。また、問題解決に向けサントリーグループ社員の一人ひとりが責任ある行動に努め、持続可能な社会を率先して実現します。

1.Recycle & Renewable :

- ①2030年までに、グローバルで使用するすべてのペットボトルの素材を、リサイクル素材と植物由来素材に100%切り替え、化石由来原料の新規使用ゼロの実現を目指します。
- ②全ての事業展開国において、各国の国情に応じた効率的なリサイクルシステム構築のために必要な施策を、政府機関や業界、環境NGO、NPOなどととも積極的に取り組みます。

2.Reduce & Replacement :

資源の有効活用のために、容器包装のデザイン変更等により、プラスチック使用量の削減を推進するとともに、環境にネガティブな影響を与えない代替となる容器包装の導入の検討をすすめます。

3.Innovation :

リサイクル率向上、環境影響を最小限におさえる素材領域等におけるイノベーションに積極投資します。

4.New Behavior :

人々の行動変容を促す啓発活動を実施するとともに、サントリーグループ社員一人ひとりが、ライフスタイルの変革に努め、分別収集の促進、河川、海岸の清掃活動などの社会貢献活動にも積極的に参加します。

サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場における環境配慮の取組み

- ・再生可能エネルギー発電設備やバイオマス燃料を用いたボイラー導入、再生可能エネルギー由来電力の調達等により、当社で初めて、“CO₂排出量ゼロ工場^{*1}”を実現します。
- ・可能な限り水の使用量を少なくした製造プロセスの設計、水のカスケード（多段階）利用^{*2}といった高度な循環再利用等により、製品1klを製造するために使う水の量の少なさ（水使用原単位）で業界トップレベルを目指します。

※1 省エネ推進や再生可能エネルギー導入、化石燃料由来CO₂の排出をオフセットするクレジットの活用等により、製造工程におけるCO₂排出量を実質的にゼロとする工場

※2 製造工程で使用する水を冷却水や洗浄水等4つのグレード（清浄度）に分類し、高いグレードが要求される用途から次のグレードでまかなえる用途へ段階的に再利用を図る技術



③ 財産及び損益の状況

区 分		第9期 2017年度	第10期 2018年度	第11期 2019年度	第12期(当期) 2020年度
売上収益	(百万円)	1,234,008	1,294,256	1,299,385	1,178,137
営業利益	(百万円)	117,955	113,557	113,948	96,177
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	78,112	80,024	68,888	52,212
基本的1株当たり当期利益	(円)	252.79	258.98	222.94	168.97
資本合計	(百万円)	746,201	798,877	837,565	859,556
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,234.43	2,313.34	2,448.44	2,529.95
資産合計	(百万円)	1,522,029	1,539,416	1,567,299	1,574,251

④ 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払等

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	100.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	675百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	1,407,261千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域等における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	250百万タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	16,085,250千タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。

2. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2020年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

(注) 登記上の本店は、2020年12月1日に「東京都港区芝浦三丁目1番1号」に移転しております。

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点	
	サントリーフーズ株式会社	本社	東京都中央区
		営業所	首都圏支社 (東京都中央区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社	東京都中央区
		営業所	首都圏支社 (東京都中央区) 等
日本	サントリービバレッジサービス株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社	東京都新宿区
		営業所	東京支社 (東京都新宿区) 等
	サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都中央区
		工場	榛名工場 (群馬県渋川市) 等
欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス ロンドン
アジア	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.	本社	タイ バンコク
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
オセアニア	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社	ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社	オーストラリア ニューサウスウェールズ
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ ノースカロライナ

(注) サントリーフーズ株式会社、サントリービバレッジソリューション株式会社及びサントリープロダクツ株式会社の登記上の本店は、2020年12月1日に「東京都港区芝浦三丁目1番1号」に移転しております。

⑦ 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,730[927]	△79[△114]
欧州	3,334[82]	△109[1]
アジア	7,223[259]	△8[△172]
オセアニア	1,251[206]	51[△13]
米州	2,432[42]	32[△29]
全社 (共通)	132[-]	2[-]
合計	24,102[1,516]	△111[△327]

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
農林中央金庫	44,914
株式会社三菱UFJ銀行	21,936
株式会社三井住友銀行	11,347
株式会社京都銀行	10,899
信金中央金庫	10,000

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、688億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額（百万円）
日本	44,067
欧州	6,233
アジア	10,142
オセアニア	3,067
米州	5,260
合計	68,772

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社天然水北アルプス信濃の森工場の建設

⑪ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

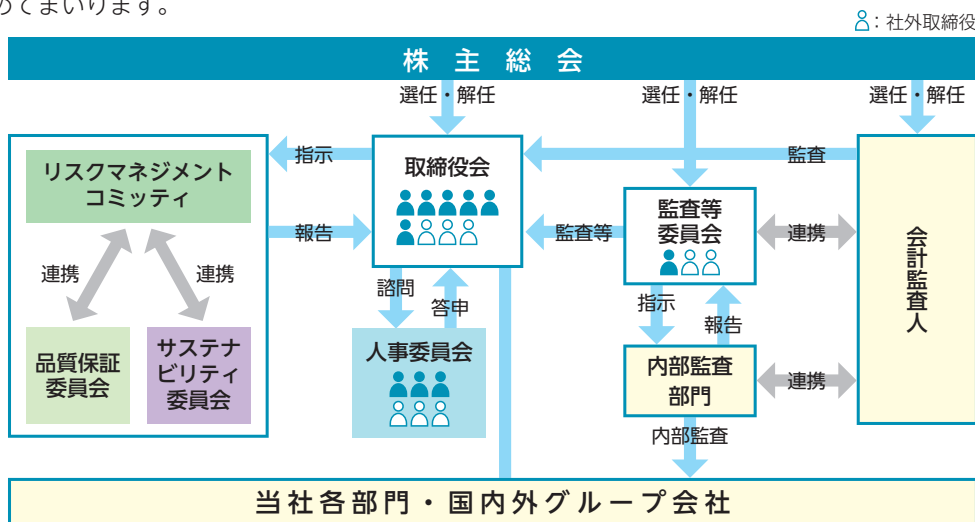
- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
 ② 発行済株式の総数 309,000,000株
 ③ 株主数 42,030名 (前期末比 1,957名増)
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,356	3.9
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	9,910	3.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,058	2.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,561	1.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	3,389	1.0
JPモルガン証券株式会社	2,997	0.9
SMBC日興証券株式会社	2,969	0.9
JP MORGAN CHASE BANK 385167	2,761	0.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,193	0.7

(注) 持株比率は、自己株式 (3株) を控除して計算しております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。



■ 重要な委員会の役割と主な活動実績

人事委員会	<p><役割> 取締役選解任候補者案、取締役（監査等委員を除く。）の報酬の水準及び指標について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。また、最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画の策定・運用状況についても審議し、取締役会に答申します。</p> <p><主な活動実績> 2020年度は、取締役選任候補者案、取締役の報酬の水準及び指標等について審議しました。</p>
リスク マネジメント コミッティ	<p><役割> リスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。</p> <p><主な活動実績> 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に際し、従業員の感染状況、勤務体制及び事業遂行状況をモニタリングし、事業への影響を最小限にとどめるための活動を行いました。</p>
品質保証 委員会	<p><役割> 品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。</p> <p><主な活動実績> 2020年度は、国内外の品質課題の解決・未然防止等について議論しました。</p>
サステナ ビリティ 委員会	<p><役割> 社会と事業の持続的な発展に向けて、戦略立案・推進を行います。</p> <p><主な活動実績> 2020年度は、ペットボトルのサステナブル化、CO₂削減、水源涵養等について議論しました。</p>

3 会社役員の様況

① 取締役の氏名等 (2020年12月31日現在)

地位	氏名	担当・重要な兼職の様況
取締役会長	小郷三郎	経営全般
代表取締役社長	齋藤和弘	経営全般 Orangina Schweppes Holding B.V. Director Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役 専務執行役員	山崎雄嗣	コーポレートマネジメント本部長、サステナビリティ・広報担当 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役 専務執行役員	木村穰介	ジャパン事業本部長、ジャパン事業本部コミュニケーション本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役
取締役	鳥井信宏	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副社長
取締役	井上ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
常勤監査等委員	千地耕造	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内田晴康	TMI総合法律事務所弁護士 (パートナー)
監査等委員	増山美佳	増山& Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
 2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 当社は、鳥井信宏氏、井上ゆかり氏、千地耕造氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。

-
4. 千地耕造氏は、サントリーホールディングス株式会社常務執行役員経本部長として財務・経理部門を中心にサントリーグループ各社の経営に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度末日後における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
山崎雄嗣	コーポレートマネジメント 本部長、サステナビリティ・ 広報	—	2021年1月1日

6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、千地耕造氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、担当する海外子会社の役員としての報酬を当該海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	7 (1)	236 (12)	5 (-)	148 (-)	384 (12)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	3 (2)	62 (30)	1 (-)	21 (-)	83 (30)
合 計 （内社外取締役）	10 (3)	298 (42)	6 (-)	169 (-)	467 (42)

- (注) 1. 業績連動報酬は、支払予定額であります。
 2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の次の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	TMI総合法律事務所弁護士（パートナー）
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役	井 上 ゆかり	12回／13回	-	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	13回／13回	13回／13回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	13回／13回	13回／13回	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識に基づく発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	150百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	195百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	467,198
現金及び現金同等物	167,480
売上債権及びその他の債権	196,242
その他の金融資産	717
棚卸資産	79,260
その他の流動資産	23,496
非流動資産	1,107,052
有形固定資産	360,358
使用権資産	50,772
のれん	250,448
無形資産	405,175
持分法で会計処理されている投資	895
その他の金融資産	14,513
繰延税金資産	15,465
その他の非流動資産	9,423
資産合計	1,574,251

科目	金額
負債	
流動負債	446,526
社債及び借入金	83,401
仕入債務及びその他の債務	308,381
その他の金融負債	33,542
未払法人所得税等	14,628
引当金	1,586
その他の流動負債	4,986
非流動負債	268,168
社債及び借入金	120,292
その他の金融負債	52,867
退職給付に係る負債	15,073
引当金	2,287
繰延税金負債	71,695
その他の非流動負債	5,952
負債合計	714,694
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	781,755
資本金	168,384
資本剰余金	182,414
利益剰余金	492,451
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	△61,495
非支配持分	77,801
資本合計	859,556
負債及び資本合計	1,574,251

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,178,137
売上原価	△694,282
売上総利益	483,855
販売費及び一般管理費	△382,331
持分法による投資損益	△85
その他の収益	3,341
その他の費用	△8,603
営業利益	96,177
金融収益	861
金融費用	△2,871
税引前利益	94,168
法人所得税費用	△29,873
当期利益	64,294
当期利益の帰属	
親会社の所有者	52,212
非支配持分	12,082
当期利益	64,294

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

<日本基準により作成>

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	267,536	流動負債	242,676
現金及び預金	100,194	買掛金	55,264
売掛金	73,019	電子記録債務	9,827
商品及び製品	205	短期借入金	2,750
仕掛品	726	1年内返済予定の長期借入金	26,809
原材料及び貯蔵品	8,434	コマーシャル・ペーパー	40,000
前渡金	111	1年内償還予定の社債	15,000
前払費用	774	未払金	13,977
短期貸付金	68,231	未払費用	13,554
未収入金	10,525	未払法人税等	2,861
その他	5,312	預り金	56,305
固定資産	713,946	賞与引当金	1,796
有形固定資産	30,785	資産除去債務	348
建物	316	その他	4,180
機械及び装置	2,923	固定負債	124,592
工具、器具及び備品	781	社債	30,000
土地	26,013	長期借入金	91,798
建設仮勘定	725	退職給付引当金	2,781
その他	25	その他	13
無形固定資産	1,298	負債合計	367,269
ソフトウェア	768	純資産の部	
のれん	492	株主資本	614,347
その他	38	資本金	168,384
投資その他の資産	681,862	資本剰余金	213,425
関係会社株式	606,840	資本準備金	145,884
関係会社長期貸付金	68,933	その他資本剰余金	67,541
差入保証金	1,007	利益剰余金	232,537
長期前払費用	113	その他利益剰余金	232,537
前払年金費用	3,771	固定資産圧縮積立金	966
繰延税金資産	1,126	特別償却準備金	433
その他	71	別途積立金	34,982
繰延資産	66	繰越利益剰余金	196,153
社債発行費	66	自己株式	△0
資産合計	981,549	評価・換算差額等	△67
		その他有価証券評価差額金	35
		繰延ヘッジ損益	△102
		純資産合計	614,279
		負債純資産合計	981,549

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	347,552
売上原価	247,417
売上総利益	100,134
販売費及び一般管理費	74,509
営業利益	25,625
営業外収益	12,245
受取利息	940
受取配当金	10,585
その他	720
営業外費用	1,144
支払利息	899
社債利息	115
その他	129
経常利益	36,726
特別利益	297
固定資産売却益	0
受取保険金	297
特別損失	368
組織再編関連費用	301
関係会社整理損	48
その他	18
税引前当期純利益	36,655
法人税、住民税及び事業税	6,698
法人税等調整額	79
当期純利益	29,878

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 礼人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月8日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本 恵子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 礼人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月9日

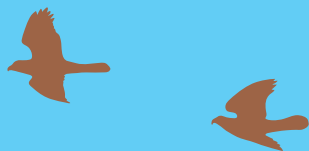
サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千 地 耕 造 ㊞
監 査 等 委 員 内 田 晴 康 ㊞
監 査 等 委 員 増 山 美 佳 ㊞

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





株主総会会場ご案内

会場

グランドプリンスホテル新高輪 飛天

東京都港区高輪三丁目13番1号
電話:03-3442-1111

- 近隣に名称が類似した会場がございますので、ご注意ください。
- 本総会の開催場所は前年とは異なりますので、ご注意ください。

交通

JR又は京浜急行
「品川」駅(高輪口)下車 …… 徒歩 約8分
都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅(A1出口)下車 … 徒歩 約6分

お願い

専用駐車場のご用意がございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。

